

那覇市と学校法人沖縄大学との包括連携協力に関する協定書

那覇市（以下「甲」という。）と学校法人沖縄大学（以下「乙」という。）は、活気ある個性豊かな地域社会の形成という共通の目的を達するため、包括連携協力協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙のこれまでの密接な連携の実績をまとめ、包括的な連携とし、協力して活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙は次の事項について連携し協力する。

- （1）地域の人材育成のための連携
- （2）地域づくりのための連携
- （3）健康福祉社会づくりのための連携
- （4）教育文化振興のための連携

（協定期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、本協定の有効期間満了日の1箇月前までに、甲と乙のいずれからでも何らかの異議申し立てがない場合は、本協定と同一の内容で、協定期間がさらに1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第4条 本協定に定めるもののほか、連携協力細目等の具体的な事項については、甲と乙が協議して別に定めるものとする。なお、本協定の条項の解釈について、疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、両者協議のうえ、定めるものとする。

以上のとおり協定を締結した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を所持する。

平成27年2月18日

甲 那覇市

乙 学校法人沖縄大学

市長 城間 幹子

学長 仲地 博